

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告
〔神戸市立地域人材支援センター指定管理者〕

神戸市監査委員	櫻	井	誠	一
同	荻	阪	伸	秀
同	山	田	哲	郎
同	坊		やす	なが

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 25 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

神戸市立地域人材支援センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成 24 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 25 年 8 月 28 日～平成 26 年 3 月 14 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事 業 の 概 要

(1) 神戸市立地域人材支援センター（以下「人材支援センター」という。）

人材支援センターは、市民が行う地域活動に一層多くの市民が参加することができるように支援するとともに、地域社会に関連する様々な交流、学び、歴史、文化及びものづくりに市民が触れることができる機会を設け、もって地域の活性化を担う人材の育成に資することを目的に設置

されている。

所在地 神戸市長田区二葉町7丁目1番18号

施設概要 延床面積 3,313 m²

内 容 会議室，多目的室，講堂，調理室，駐車場ほか

施設開設年月日 平成22年11月19日

(2) 指定管理者及び選定理由

指定管理者 特定非営利活動法人ふたば

選定理由

旧二葉小学校を活用した地域の活性化事業について，地元が本市に提案し旧二葉小学校が残った経緯があり，地元自らが地域活性化事業や管理運営を実施することにより，条例の目的である地域の活性化を担う人材育成をより効果的に達成することができるため，地元で組織された特定非営利活動法人ふたばが指定管理者として適当であるとして，指定管理者選定評価委員会で選定されている。

(3) 指定期間

平成22年11月19日～平成26年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は，貸会議室に関する業務，施設の維持管理に関する業務，各種講座や人材育成など地域活性化に関する事業等であり，主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平成24年度	平成23年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利 用 人 数	62,778人	53,112人	9,666人	18.2
会 議 室	21,459人	17,976人	3,483人	19.4
多 目 的 室	14,172人	10,657人	3,515人	33.0
講 堂	12,198人	14,347人	2,149人	15.0
調 理 室 ・ 音 楽 室	14,949人	10,132人	4,817人	47.5
貸 室 平 均 稼 働 率	46.6%	33.7%	12.9%	38.3
実 施 事 業 ・ 講 座 等				
震 災 体 験 学 習 出 前 講 座	8件・1,721人	3件・444人	1,277人	287.6
震 災 体 験 学 習 受 入 事 業 (市 外)	7校・579人	5校・168人	411人	244.6
歴 史 講 座	11件・380人	5件・157人	223人	142.0
食 文 化 講 座	10件・164人	32件・655人	491人	75.0
音 楽 コ ン サ ー ト ・ 講 座	3件・420人	5件・446人	26人	5.8
楽 ら く 講 座	31講座・3,922人	11講座・1,324人	2,598人	196.2
コ ス メ ル at NAGATA	4,930人	4,716人	214人	4.5

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料及び利用料金収入（人材支援センターの貸会議室等の利用に係る料金で、指定管理者の収入となるもの）は、第2表のとおりである。

第2表 指定管理料等の比較

(単位 金額：千円)

	平成24年度		平成23年度		対前年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率	増減	増減率
指定管理料	33,392	72.9	30,388	76.3	3,004	9.9
(うち修繕費等)	(125)	(0.3)	(94)	(0.2)	(31)	(33.0)
利用料金収入	12,384	27.1	9,460	23.7	2,924	30.9

修繕費等は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や弁護士、公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会が毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

平成24年度の評価内容としては、「利用率、利用収入が大きく目標を上回っており、伸び盛りといった印象を受ける。」「引き続き人材育成事業を開発してほしい。」などとなっている。

なお、指定管理者は公募外で選定されているため、5段階評価（AAA、AA、A、B、C）は行われていない。

5 監査の結果

人材支援センターの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては指定管理者が今後適正な事務処理に努められるよう指導されたい。

また、指定管理者においては、今後とも、地域団体やNPO、地域ボランティア等とのより一層の協力体制のもとに、人材支援センター事業を展開されたい。

(1) 意見

貸会議室のキャンセル受付日の記録について

人材支援センターの会議室等（講堂を除く）について、利用日の1週間前の日（休館日の場合は翌日）までにキャンセルを受け付けた場合は、使用料を全額返還している。

しかしながら、キャンセルを受け付けた日を書面に記録していないため、利用日の1週間前までのキャンセルかどうかを確認できない状態であった。

キャンセル受付日は、使用料の返還を判断する基準日であることから、指定管理者が保管している施設使用申込書等にキャンセル受付日の記録を残すなどにより、キャンセル受付日が確認できる適切な事務処理の検討をされたい。

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。